旅 客 営 業 規 則

2025年4月

筑豊電気鉄道株式会社
Chikuho Electric Railroad Co.,Ltd.

目　　次

第１編 総則 1
第１条 （この規則の目的） 1
第２条 （適用範囲） 1
第３条 （用語の意義） 1
第４条 （運行不能の場合の取扱方） 1
第５条 （キロ程の端数計算方） 1
第６条 （期間の計算方） 1
第７条 （旅客の提出する書類） 2
第２編 旅客営業規則 2
第１章 通則 2
第８条 （旅客の年令別区分及びその旅客運賃の収受方） 2
第９条 （旅客運送の制限又は停止） 2
第１０条 （駅員無配置の旅客の取扱方） 2
第２章 乗車券の発売 3
第１節 通則 3
第１１条 （乗車券の発売箇所） 3
第１２条 （乗車券の発売日） 3
第１３条 （定期乗車券の一括発売） 3
第１４条 （定期乗車券の継続発売） 3
第１５条 （乗車券の種類） 3
第１６条 （乗車券の表示事項） 4
第２節 乗車券の様式 4
第１７条 （普通乗車券の様式） 4
第１８条 （定期乗車券の様式） 4
第１９条（団体乗車券の様式） 4
第２０条（貸切乗車券の様式） 5
第２１条（乗車券の様式の補足） 5
第３節 乗車券の効力 5
第２２条 （乗車券の使用条件） 5
第２３条 （大人用普通乗車券を小児が使用する場合の特例） 5
第２４条 （通用期間） 5
第２５条 （通用期間の起算日） 5
第２６条 （小児用乗車券の効力の特例） 5
第２７条 （途中下車） 6
第２８条 （不乗区間の取扱方） 6
第２９条 （改氏名の場合の定期乗車券の書換え） 6
第３０条 （効力のない乗車券） 6
第３１条 （乗車券が前途無効となる場合） 6

第３２条　（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）..... 6
第３３条　（定期乗車券が無効となる場合及び旅客運賃の追微方）..... 7
第３４条　（乗車券不正使用未遂の場合の取扱方）..... 7
第４節 乗車券の改札及び引き渡し..... 7
第３５条　（乗車券の改札及び引き渡し）..... 7
第３６条　（乗車券の回収）..... 8
第３章 旅客運賃..... 8
第１節 通則..... 8
第３７条　（旅客運賃の計算に使用するキロ程）..... 8
第３８条　（キロ程を定めていない区間の旅客運賃の計算方）..... 8
第３９条　（小児、幼児及び乳児の旅客運賃の計算方）..... 8
第４０条　（旅客運賃割引の重複適用の禁止）..... 8
第４１条　（割引旅客運賃の計算方）..... 8
第２節 普通旅客運賃..... 9
第４２条　（普通旅客運賃）..... 9
第３節 定期旅客運賃..... 9
第４３条　（定期乗車券とその旅客運賃）..... 9
第４４条　（通勤定期乗車券の発売条件）..... 9
第４５条　（通学定期乗車券の発売条件）..... 9
第４６条　（指定学校以外の学校・学生・生徒に対して発売する定期乗車券）..... １０
第４７条　（資格証明書の携帯及び呈示の義務）..... １０
第４８条　（定期乗車券紛失の場合の届出義務）..... １０
第４節 特殊割引旅客運賃..... １０
第４９条　（被救護者割引）..... １０
第５０条　（割引証の交付）..... １１
第５１条　（臨時特殊割引）..... １１
第５２条　（通学証明書発行の監査）..... １１
第５３条　（割引乗車券等の不正使用の場合の取り扱い）..... １１
第５４条　（割引証が無効となる場合）..... １１
第５節 団体旅客運賃..... １１
第５５条　（団体旅客の旅客運賃割引）..... １１
第５６条　（特殊団体に対する旅客運賃割引）..... １２
第５７条　（団体取扱条件の指定）..... １２
第５８条　（団体旅客の責任人員）..... １３
第５９条　（団体旅客運賃の予納）..... １３
第６０条　（団体旅客運賃の計算方）..... １３
第６節 貸切旅客運賃..... １３
第６１条　（電車の貸切旅客運賃）..... １３
第６２条　（定員超過の場合の貸切旅客運賃）..... １３

第６３条　（貸切旅客運賃の最低額）……１３
第６４条　（貸切旅客運賃の予納）……１３
第６５条　（貸切車の留置料）……１４
第４章 旅客運賃及び料金の追徴・払い戻し……１４
第１節 通則……１４
第６６条　（係員の承諾を得て、乗車券を所持しないで乗車した場合の旅客運賃・料金の支払い方）……１４
第６７条　（車内補充乗車券による代用）……１４
第２節 無札……１４
第６８条　（無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）……１４
第６９条　（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受）……１５
第７０条　（無札旅客の乗車駅不明の場合）……１５
第７１条　（増運賃免除の場合の取扱方）……１５
第３節 乗車券の紛失……１５
第７２条　（乗車券紛失の場合の取扱方）……１５
第７３条　（再収受した旅客運賃の払い戻し）……１６
第７４条　（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）……１６
第４節 種類変更……１６
第７５条　（定期乗車券の種類変更）……１６
第５節 乗り越し・方向変更及び経路変更……１６
第７６条　（乗越し）……１６
第７７条　（方向変更及び経路変更）……１７
第７８条　（定期乗車券の区間の変更）……１７
第６節 旅客運賃・料金の払い戻し及び通用期間の延長……１７
第７９条　（旅行開始前の旅客運賃の払い戻し）……１７
第８０条　（旅行開始前の定期旅客運賃の払い戻し）……１７
第８１条　（旅行開始後の旅客運賃の払い戻し）……１７
第８２条　（不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合）……１８
第８３条　（旅行開始後の定期旅客運賃の払い戻し）……１８
第８４条　（旅行中止による旅客運賃の払い戻し）……１８
第８５条　（列車に乗り遅れた場合の通用期間延長の取扱方）……１９
第８６条　（列車が運行不能又は遅延の場合の取扱方）……１９
第８７条　（無賃送還の取扱方）……１９
第８８条　（運行不能の場合における他経路乗車の取扱方）……１９
第８９条　（運行不能の場合の旅客運賃払い戻し駅）……２０
第９０条　（運行不能区間の旅客運賃払い戻し）……２０
第９１条　（運行休止の場合の旅客運賃の払い戻し）……２０
第７節 誤乗及び誤購求……２０
第９２条　（誤乗区間の無賃送還）……２０

第９３条　（誤乗区間無賃送還の取扱方）　２０
第９４条（乗車券の誤購求の場合の取扱方）　２０
第８節　手回り品　２１
第９５条　（手回り品及び持ち込み禁制品）　２１
第９５条の２　２１
第９６条　（無料手回り品）　２１
第９７条　（無料手回り品の範囲の特例）　２２
第９８条　（手回り品の保管）　２２

第１編 総則

第１条 （この規則の目的）

この規則は、筑豊電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送等の事業について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

第２条 （適用範囲）

当社が経営する鉄道線による旅客の運送については、当社が別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

第３条 （用語の意義）

この規則における主な用語の意義は次のとおりとする。

（１）「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。

（２）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場、停留場及び営業所をいう。

（３）「列車」とは、旅客の運送を行なう鉄道の列車の電車をいう。

（４）「キロ」又は「キロ程」とは、鉄道の営業キロ程をいう。

（５）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。但し、駅員を配置していない駅から旅客が乗車する場合には、その乗車することをいう。

（６）「危険品」とは、別表に掲げる物品をいう。

第４条 （運行不能の場合の取扱方）

列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着若しくはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。但し、当社において別途の連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものをみなして、旅客の取扱いをする。

２ 前項本文の場合であっても、運輸上支障のない場合で、且つ、旅客が次に掲げる事項を承諾するときは、その不通区間を通じて乗車券を発行することがある。

（１）不通区間については、任意に旅行すること。

（２）不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしないこと。

第５条 （キロ程の端数計算方）

キロ程を用いて、旅客運賃を計算する場合の１キロメートル未満の端数は、これを１キロメートルに切り上げる。

第６条 （期間の計算方）

期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、１日として計算する。

２ 前項の場合で、２４時間を経過しても、最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。

３ 月を単位として期間を計算する場合は、月の大・小にかかわらず暦に従うものとし、月の初日から起算するときは、その最後の月の末日を持って終りとし、月の途中から起算すると

きは、最後の月においてその起算日に応当する日の前日をもって終了の日とする。但し、最後の月において起算日に応当する日がないときは、その末日を持って終了の日とする。

第７条 （旅客の提出する書類）
　旅客運送の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨又はインキをもって記載し、且つ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。
２ 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に相当の証印を押すものとする。

第２編 旅客営業規則

第１章 通則

第８条 （旅客の年令別区分及びその旅客運賃の収受方）
　旅客運賃は、次に掲げる年令別の区分によってこの規則の定めるところにより旅客運賃を収受する。
　　大人　１２才以上の者。ただし、小学生は小児とする。
　　小児　６才以上１２才未満の者
　　幼児　１才以上６才未満の者
　　乳児　１才未満の者
２　前項の規定による幼児であっても次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。
（１）幼児が幼児だけで旅行するとき
（２）幼児が乗車券を所持する６才以上の旅客（団体旅行を除く。）に２人をこえて随伴されて旅行するとき。但し、２人をこえた者だけ小児とみなす。
（３）幼児が団体旅客として旅行するとき又は、団体旅客に随伴されて旅行するとき。
３ 前項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。

第９条 （旅客運送の制限又は停止）
　旅客運送の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。
（１）乗車券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は停止。
（２）乗車区間・乗車経路・乗車方法・又は乗車する列車の制限。
（３）手回り品の数量の制限
２ 前項の取扱いをする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

第１０条 （駅員無配置の旅客の取扱方）
　駅員を配置していない駅から乗車する旅客の取扱いは列車の乗務員が行う。

第２章 乗車券の発売

第１節 通則

第１１条 （乗車券の発売箇所）

乗車券は、駅又は当社が乗車券の発売を委託したものが営む営業所において、当該駅又は当該営業所の所属する駅からこれを発売する。但し、次に掲げた場合は本条本文の駅以外の駅から乗車券を発売することがある。

（１）団体乗車券・貸切乗車券・定期乗車券を発売する場合。

（２）駅員無配置駅発の乗車券を発売する場合。

第１２条 （乗車券の発売日）

乗車券は、発売当日から通用開始となるものを発売する。但し、次の各号に掲げる乗車券はそれぞれの定めるところによって発売する。

（１）定期乗車券

発売は通用開始の１４日前からとする。

（２）団体乗車券又は貸切乗車券

輸送引受後であって、旅客の始発駅出発の３日前から発売する。

第１３条 （定期乗車券の一括発売）

同一の事業所（指定学校以外の学校を含む以下同じ）又は、指定学校に通う旅客に対しては、使用開始の日及び通用期間を同じくするときは、事業所又は指定学校ごとに発売日を指定して定期乗車券を一括して発売することができる。

２ 前項の規定により定期乗車券を一括発売する場合で、その通用期限を一定させたため、既発売の定期乗車券に残余の期間があるときは、その残余期間に対し、定期旅客運賃を日割りにより払い戻しをすることができる。

３ 第１項の場合、その人員に対する通勤又は通学の区間・身分・氏名・年令等を連記して、事業所代表者の発行した証明書又は指定学校代表者の発行した証明書をもって、各別の通勤証明書又は通学証明書に代用することができる。

第１４条 （定期乗車券の継続発売）

定期乗車券を所持する旅客に対して、その 定期乗車券の通用期間内にこれと引き換えに同一の種類・区間及び経路のものを発売する場合は、通用開始日の１４日前から使用できる定期乗車券を発売することができる。この場合、定期乗車券表面中央左方及び定期乗車券購入申込書、通勤証明書又は通学証明書の表面余白に期間前通用「継」の印を押すものとする。

第１５条 （乗車券の種類）

乗車券の種類は、次のとおりとする。

（１）普通乗車券（片道乗車券・往復乗車券）

（２）定期乗車券（通勤定期乗車券・通学定期乗車券）
（３）団体乗車券
（４）貸切乗車券

第１６条 （乗車券の表示事項）
　乗車券の券面には、次に掲げる事項を表示する。
（１）旅客運賃額
（２）通用区間（経路の表示を必要とする場合はその経路）
（３）通用期間
（４）発行年月日
（５）発売箇所名
２ 臨時に発売する乗車券・その他の特殊な乗車券は、前項の表示事項の一部を省略し、又はその他の必要事項を追加することがある。この場合は、その旨を関係駅に掲示する。

第２節 乗車券の様式

第１７条 （普通乗車券の様式）
　普通乗車券の様式は、次のとおりとする。但し、その運賃欄には、その発着区間に対する相当旅客運賃額を表示する。
（１）片道乗車券
　様式は省略する。

（２）往復乗車券
　様式は省略する。

（３）車内補充乗車券
　様式は省略する。

第１８条 （定期乗車券の様式）
　定期乗車券の様式は、次のとおりとする。
（１）通勤定期乗車券
　様式は省略する。

（２）通学定期乗車券
　様式は省略する。

第１９条（団体乗車券の様式）
　団体乗車券の様式は、次のとおりとする。
　様式は省略する。

第２０条（貸切乗車券の様式）
　貸切乗車券の様式は、前条の団体乗車券の様式のうち団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第２１条（乗車券の様式の補足）
　乗車券の様式については、次の各号によって、これを補う。
（１）乗車券を小児用として発売するものは、「小」の文字を表示する。
（２）必要がある場合は、この節に規定する乗車券の様式中の表示事項の配列を変更することがある。

第３節 乗車券の効力

第２２条 （乗車券の使用条件）
　乗車券は、その券面に表示された通用期間、発着区間発着の順序、経由すべき経路が示されている場合は、その経路及び大人、小児の区別その他の指定事項に従って使用する場合に限ってこれを有効とする。

第２３条 （大人用普通乗車券を小児が使用する場合の特例）
　大人用普通乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、１券片を持って小児２人が乗車することができる。

第２４条 （通用期間）
　乗車券の通用期間は、別に定める場合の外、次の各号による。
（１）普通乗車券
　ｲ.　片道乗車券　１日とする。
　ﾛ.　往復乗車券　２日とする。
（２）定期乗車券　　１箇月・３箇月・６箇月とする。
（３）団体乗車券　　その都度定める。
（４）貸切乗車券　　その都度定める。

第２５条 （通用期間の起算日）
　乗車券の通用期間は、通用開始日を指定して発売したものの外、乗車券を発行した当日から起算する。

第２６条 （小児用乗車券の効力の特例）
　小児用乗車券は、通用期間中にその使用旅客の年令が１２才に達した場合であっても、第８条の規定にかかわらずこれを有効として取扱う。

第２７条 （途中下車）

定期乗車券を使用する旅客は、途中下車することができる。その他の乗車券を使用する旅客は、途中下車できない。

第２８条 （不乗区間の取扱方）

定期乗車券は、第２２条の規定にかかわらず、乗車券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は途中下車をした後に前途の駅から乗継ぎをすることができる。但し、不乗区間の乗車は、請求することができない。

第２９条 （改氏名の場合の定期乗車券の書換え）

定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを指定駅に差し出して、その氏名の書換えを請求しなければならない。

第３０条 （効力のない乗車券）

乗車券は、その様式が整っていないとき又はその券面の表示事項が不明になったときは、使用することができない。但し、定期乗車券については、その券面の表示事項は不明になったときでも、これをその指定駅に差し出して書換えを請求することができる。

第３１条 （乗車券が前途無効となる場合）

乗車券（往復乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

（１）旅客が途中下車のできない駅に任意に下車したとき。

（２）伝染病予防法第１８条の規定によって途中下車させられたとき、鉄道営業法（明治３３年法律第６５号）第４１条の規定によって下車させられた場合又は、同法第４２条によって車外に退去させられたとき。

第３２条 （定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）

定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。但し、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りではない。

（１）旅客運賃割引証と引換えに購求した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。

（２）券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。

（３）無効となる旅客運賃割引証で購求した乗車券を使用したとき。

（４）身分又は資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購求した乗車券を使用したとき。

（５）券面表示事項（途中下車印を含む。）を塗り消し、又は改変して使用したとき。

（６）区間の連続しない２枚以上の普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

（７）旅客開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

（８）身分証明書等の携帯を必要とする旅客が、これを携帯していないとき。

（９）係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
（１０）大人が、小児用の乗車券を使用したとき。但し、第２６条に規定する場合を除く。
（１１）乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。
（１２）乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
（１３）その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
２ 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第３３条 （定期乗車券が無効となる場合及び旅客運賃の追微方）
定期乗車券は次の各号の一に該当する場合、無効として回収する。但し、旅客に悪意がなくその証明ができる場合は、この限りではない。
（１）定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
（２）券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
（３）使用資格・氏名・年令・区間又は通学の事実を偽って、請求した定期乗車券を使用したとき。
（４）定期乗車券の券面に表示された事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
（５）区間の連続していない２枚以上の定期乗車券を使用して、その各券に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
（６）定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
（７）通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
（８）通用期間開始前は有効とならない定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
（９）通用期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
（１０）通学定期乗車券を使用する旅客であって、第４７条の規定によって身分証明書を携帯しなければならないものが、これを携帯しないとき。
（１１）係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
（１２）その他、定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
２ 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第３４条 （乗車券不正使用未遂の場合の取扱方）
旅客がその乗車について、効力のない乗車券を使用しようとした場合は、不正行使の意思が明かと認められる場合に限って、これを使用したものとみなし、無効として回収する。

第４節 乗車券の改札及び引き渡し

第３５条 （乗車券の改札及び引き渡し）
旅客は次の各号に従って、乗車券の検査を受けなければならない。
（１）旅行を開始する際は、乗車券を係員に呈示して入きょうを受けること。但し、定期乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券については、入きょうを必要としない。

（２）旅行を終了したときは乗車券（定期乗車券は通用期間満了のとき）を係員に引き渡すこと。
（３）前各号以外の場合であっても係員の請求があるときは、いつでも乗車券を呈示すること。

第３６条 （乗車券の回収）
旅客は、その所持する乗車券が効力を失い若しくは不用となった場合、又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、これを係員に引き渡さなければならない。

第３章 旅客運賃

第１節 通則

第３７条 （旅客運賃の計算に使用するキロ程）
旅客運賃を計算する場合使用するキロ程は、乗車経路が同一方向に連続する限りこれを通算する。但し、乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打ち切って計算する。

第３８条 （キロ程を定めていない区間の旅客運賃の計算方）
キロ程を定めていない場所において、旅客の乗降を認める場合、その取扱い場所が駅との中間にある場合の旅客運賃は、その乗降場の外方にある駅発又は着のキロ程によって計算する。

第３９条 （小児、幼児及び乳児の旅客運賃の計算方）
小児の旅客運賃は、第６１条の規定によって団体旅客運賃を計算する場合を除き、普通旅客運賃にあっては、大人の片道旅客運賃を折半し、その１０円未満の端数はこれを１０円単位に切り上げる。（以下この端数計算方法を「端数計算」という。）
２ 定期旅客運賃は、大人旅客運賃を折半し１０円未満の端数を生じたときは、１０円単位に切り上げた額とする。
３ 幼児の旅客運賃は、第８条第２項に該当する場合を除き、又、乳児の旅客運賃は無賃とする。

第４０条 （旅客運賃割引の重複適用の禁止）
旅客は、旅客運賃について２以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第４１条 （割引旅客運賃の計算方）
割引旅客運賃は、普通旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。
２ 往復乗車券に対して、旅客運賃（第６１条の規定によって団体旅客運賃を計算する場合を除く。）の割引をする場合は、各券片ごとに前項によって計算した割引旅客運賃を合計した額

とする。

第２節 普通旅客運賃

第４２条 （普通旅客運賃）
普通旅客運賃は、別表のとおりとする。

第３節 定期旅客運賃

第４３条 （定期乗車券とその旅客運賃）
　旅客が、通勤又は通学するために乗車する場合は、別表に定める定期旅客運賃を収受して、定期乗車券を発売する。

第４４条 （通勤定期乗車券の発売条件）
　常時に区間・経路を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購求申込書を提出したときは、区間・経路を指定して通勤定期乗車券を発売する。

第４５条 （通学定期乗車券の発売条件）
　次に掲げる学校（以下「指定学校」という。）の学生・生徒・児童又は幼児が通学するために区間・経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の身分証明書を呈示して、使用者本人であることを確認できるとき、又は新入学の学生については、その入学する指定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明者を提出したときは、区間・経路を指定して、通学定期乗車券を発売する。
（１）学校教育法第１条の規定による幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学および高等専門学校、但し、通信教育の学校にあっては、当社の指定した学校であって、面接授業又は試験を行う期間の初日の１０日前から終了日の５日後までの期間中に限る。
（２）前号以外の国公立の学校（修業期間が１箇年以上であって、且つ、１箇年の授業時間６００時間以上のもの）であって当社の指定したもの。
（３）学校教育法第８２条の規定によって設立した私立学校（設立認可後６箇月以上を経過し修業期間が１箇年以上で且つ、１箇年の授業時間６００時間以上のもの）であって当社の指定したもの。
２ 第１項の通学証明書は、次の各号に掲げる事項を記載したものでなければならない。
（１）住所・氏名・年令・在学の部科及び学年
（２）通学期間・通用期間・通用開始日
（３）通学する学校の名称及びその所在地
（４）証明の年月日・学校長氏名及び学校長公印
（５）前各号の外、学校種別及び指定番号

第４６条 （指定学校以外の学校・学生・生徒に対して発売する定期乗車券）
　指定学校以外の学校に通学する学生・生徒に対しては通勤定期乗車券を発売する。

第４７条 （資格証明書の携帯及び呈示の義務）
　旅客が、通学定期乗車券を使用する場合は、常にその通学する指定学校を代表する責任者の発行した身分証明書を携帯して、係員の請求がある場合は、いつでも呈示しなければならない。

第４８条 （定期乗車券紛失の場合の届出義務）
　旅客が、定期乗車券を紛失した場合は直ちに、その旨をその定期乗車券を発行した駅に届出なければならない。

第４節 特殊割引旅客運賃

第４９条 （被救護者割引）
　次に掲げる各号の一に該当する施設であって、ＪＲの指定した施設に救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第５０条の規定による被救護者旅客運賃割引証を差し出したときは、その割引証１枚について１人１回限り、普通旅客運賃の５割を割引する。但し、被救護者が行商その他営利を目的とする旅行を行う場合は、この取扱いをしない。
（１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第⑰条に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第４１条、第４２条、第４３条、第４３条の２、第４３条の３及び第４４条までに規定する児童養護施設及び児童自立支援施設。
（２）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３８条に規定する保護施設。但し、授産施設は除く。
（３）社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの。
（４）老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に規定する老人福祉施設。但し、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。
（５）少年院法（昭和２３年法律第１６９号）第１条に規定する少年院及び同法第 16 条に規定する少年鑑別所。
（６）犯罪者予防更生法（昭和２４年法律第１４２号）第１８条に規定する保護観察所。
２ 被救護者が、老幼・虚弱若しくは不具のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添い人とが同時に同一区間の乗車券を購求するときは、被救護者１人について付添人１人を限って、前項の規定を準用する。
３ 前項の規定によって付添人に対して割引乗車券を発売する場合は、被救護者に対して往路用の片道乗車券を購求するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

第５０条 （割引証の交付）
　被救護者に対する旅客運賃割引証は、ＪＲにおいて作成し、監督官庁を経て、前条の施設又は団体に配布し、その施設又は団体は、これに必要事項を記入して被救護者に交付する。

第５１条 （臨時特殊割引）
　当社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、又は、季節により旅行目的地を特定して割引普通乗車券を発売することがある。
２ 前項の規定によって、普通旅客運賃の割引をする場合は、旅客が特定されるときの外、その割引区間・割引期間・割引率等をその都度関係の駅に掲示する。

第５２条 （通学証明書発行の監査）
　当社は、必要に応じて通学証明書の出納、又は発行の適否、所定の者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について監査をなすものとする。

第５３条 （割引乗車券等の不正使用の場合の取り扱い）
　第４９条の規定による割引乗車券、第５０条の規定による旅客運賃割引証、第４５条の規定による通学定期乗車券、もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外のものに使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。
２ 通学証明書及び旅客運賃割引証を発行者が使用資格者以外の者に発行し、又は、記名人以外の者に使用させたときは、第６８条及び第６９条の規定により、収受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から収受することがある。

第５４条 （割引証が無効となる場合）
　旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合に無効として回収する。
（１）発行人が記入しなければならない事項を記入していないとき。
（２）記載事項が不明となったものを使用したとき。
（３）表示事項を塗り消し又は改変して使用したとき。
（４）記載事項を訂正した場合で、これに相当の証明がないとき。
（５）有効期間を経過したものを使用したとき。
（６）記名人以外の者が使用したとき。

第５節 団体旅客運賃

第５５条 （団体旅客の旅客運賃割引）
　発着駅及び経路を同じくして、２５人以上一団となって旅行する場合で、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を申し出て当社の承認を受けた場合は、これに対して次の各号に定めるところによって、普通旅客運賃の割引をする。

（１）学生団体

イ 次の１に該当する学校等の学生等が２５人以上とその付添人、当該学校等の教職員（委託している医師、及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。但し、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第２条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒、又は児童の場合は、その人員が２５人未満のときであってもこの取り扱いをする。

（イ）指定学校の学生・生徒・児童、又は幼児

（ロ）児童福祉法第３９条に規定する保育所の児童及び同法３９条の２に規定する幼保連携型認定こども園　（以下これらを「保育所等」という。）の児童

ロ イの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の１に該当する場合に限るものとし、その人員は、その旅客１人につき１人とする。

（イ）幼稚園の幼児・保育所等の児童、又は小学校第３学年以下の児童であるとき。

（ロ）不具、又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

大人、小児別	２５人以上	１００人以上	３００人以上
大人	２割引	３割引	４割引
小児	２割引	２割５分引	３割引

（２）普通団体

前号以外の旅客によって構成された２５人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

２５人以上	１００人以上	３００人以上
１割５分引	２割引	３割引

２ 小学校児童によって構成された第１項第１号の団体旅客中に１２才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。

３ 前項第１号又は第２号による団体旅客の引率者で、次の各号による人員に対しては旅客運賃を収受しない。

（１）２６人以上５０人までの団体　　内１人

（２）５１人以上　１００人までの団体　　内２人

（３）１０１人以上の団体　　１００人までを増すごとに１人加える。

４ 団体旅客運賃の割引をなすときは、前項の無賃人員は団体人員中に加算しその総人員に相当する割引率を適用する。

第５６条 （特殊団体に対する旅客運賃割引）

当社が特に必要と認める場合は、団体旅客に対し旅行目的又は割引を受ける者の資格などを定めて、前条の割引率と異なる割引をすることがある。

第５７条 （団体取扱条件の指定）

団体旅客の乗車方法でその他取扱条件は、その都度定める。

第５８条 （団体旅客の責任人員）
　団体旅客の輸送について、臨時列車の設定又は電車の増結等の特別の手配を必要とするときは、その団体旅客の申込人員の８割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても責任人員に相当する、団体旅客運賃を収受することを条件として運送引受けを行なう。

第５９条 （団体旅客運賃の予納）
　当社が必要と認めるときは、団体旅客の申込者からその申込人員に相当する、団体旅客運賃の１割以内の額を、予納金として収受することがある。
２ 前項の予納金は、申込者がその申込を取り消した場合は返付しない。

第６０条 （団体旅客運賃の計算方）
　団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。
（１）大人団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、端数計算し１円単位に切り上げる。これに団体旅客運賃収受人員を乗じ、１０円単位に切り上げた額とする。
（２）小児用団体旅客運賃は、大人団体旅客運賃計算方法に準じる。
（３）大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

第６節 貸切旅客運賃

第６１条 （電車の貸切旅客運賃）
　旅客が、あらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けた場合は、電車の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受して、電車の貸切の取扱をする。

第６２条 （定員超過の場合の貸切旅客運賃）
　前条の規定によって、電車を貸切とする場合においては、実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第６３条 （貸切旅客運賃の最低額）
　電車の貸切旅客運賃の最低額は、第６１条及び第６２条の規定によって計算した２区分の旅客運賃とする。

第６４条 （貸切旅客運賃の予納）
　第５９条の規定を準用する。

第６５条 （貸切車の留置料）
　削　除

第４章 旅客運賃及び料金の追徴・払い戻し

第１節 通則

第６６条 （係員の承諾を得て、乗車券を所持しないで乗車した場合の旅客運賃・料金の支払い方）
　旅客は、その責任をとらない事由によって、又は係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車したときは、乗務員に旅客運賃を支払わなければならない。
２ 前項の場合に、やむ得ない事由によって乗務員に旅客運賃、又は料金の支払いをすることができないときは、係員の承諾を得て下車駅でこれを支払わなければならない。

第６７条 （車内補充乗車券による代用）
　無札・乗車券の紛失・乗越・方向変更・乗車券誤購求等の場合に各相当の取扱をするときは、車内補充乗車券を発行する。

第２節 無札

第６８条 （無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）
　旅客が、次の各号に一に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その２倍の金額に相当する額の増運賃とあわせて収受する。
（１）係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
（２）別に定める場合を除いて、乗車券に入きょうを受けないで乗車したとき、但し、旅客に悪意がなくその証明方法がある場合は、この限りでない。
（３）第３２条の規定によって、無効となる乗車券で乗車したとき。
（４）乗車券改札の際にその呈示を拒み、又は取り集めの際に引渡しをしないとき。
２ 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合には、これを前項第３号の無札旅客として、その全乗車人員について、前項の規定による旅客運賃、及び増運賃をその団体申込者から収受する。
３ 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第３２条の規定にかかわらず、その超過人員、又は大人だけを第１項第１号の無札旅客として、その団体申込者から第１項の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。
４ 前項の規定は、貸切旅客が乗車券面に表示された旅客運賃支払人員をこえて乗車した場合に準用する。

第６９条 （定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受）
第３３条第１項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（第３３条第２項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とあわせ収受する。
（１）第３３条１号から第５号までの１に該当する場合は、その定期乗車券の効力の発生した日（第５号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは発見日に近い日）から、同項第７号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第８号に該当する場合はその発売日から、同項第９号に該当する場合はその通用期間満了の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して、券面に表示された区間（同項第５号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日１往復（又は２回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
（２）第３３条第１項第６号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき、及び同条第１０号から同条第１２号までの１に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

第７０条 （無札旅客の乗車駅不明の場合）
第６８条の無札旅客、及び前条第３号の不正使用旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる２箇以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅、又接続列車等のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなときは、その接続列車等の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第７１条 （増運賃免除の場合の取扱方）
前条の規定に該当する場合（団体旅客の場合は除く）で、特別の事由があって増運賃を収受することが特に気の毒と認められ、且つ、これを免除しても別段支障がないと認められるときは、係員の承諾を得て乗車したときの例に準じて取扱うことができる。

第３節 乗車券の紛失

第７２条 （乗車券紛失の場合の取扱方）
旅客が、旅行開始後その乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については無札客として第６８条及び第７０条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間ついてはこれに相当する普通旅客運賃を収受し、又係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受して増運賃は収受しない。
２ 前項の場合に旅客は、再収受証明書の交付を請求することができる。但し、定期乗車券使用の旅客は、この限りでない。
３ 第１項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券（定期乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

第７３条 （再収受した旅客運賃の払い戻し）
　前条の規定によって、普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とをもより駅に差し出して、再収受証明書１枚につき別表に掲げる手数料を支払いその旅客運賃については、払い戻しの請求をすることができる。但し、再収受証明書発行の翌日から起算して１箇年を経過したときは、これを請求することができない。

第７４条 （団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）
　旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第７２条の規定にかかわらず別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券を再交付することができる。

第４節 種類変更

第７５条 （定期乗車券の種類変更）
　旅客は、その所持する定期乗車券を指定駅に提出し、その種類の変更を請求することができる。この場合、通学定期乗車券に変更するときは、第４５条に規定する相当の証明書を差し出さなければならない。
２ 前項の取扱いをする場合は、まず既収の定期運賃に現定期乗車券の未使用期間日数（変更当日は未使用期間に算入する）を乗じ、原定期乗車券の実日数で除し、端数計算した額を払い戻し額として計算する。次に原定期乗車券の通用期間と同じ期間を変更しようとする定期旅客運賃に、原定期乗車券の未使用日数変更当日は未使用期間に算入する）を乗じ、定期乗車券の実日数で除した額に別表に掲げる手数料を足し合わせ、端数計算した額を収受額として計算する。その後、払い戻し額と収受額とを相殺し、その額を収受又は払い戻しをする。

第５節 乗り越し・方向変更及び経路変更

第７６条 （乗越し）
　旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け所持する乗車券（定期乗車券を除く。）に表示された着駅を当該着駅をこえた駅に変更（この変更を「乗越し」という。）することができる。
（注）このような場合、定期乗車券を所持する旅客に対しては、別途乗車として取扱う。
２ 前項の取扱をする場合は、次の各号による旅客運賃を収受する。
（１）普通乗車券によって乗越しをする場合は、原乗車券の区間に対する既収の旅客運賃と、原乗車券と乗越区間とを通算した普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、原乗車券の区間と乗越区間とを通算した、普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引旅客運賃によって計算する。

（２）前号以外の場合は、乗越区間に対する、普通旅客運賃を収受する。

第７７条 （方向変更及び経路変更）
　旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）は、あらかじめ係員に申し出て、乗車券面に表示された着駅と異なる方向に、又は乗車券面に表示された経路と異なる経路に、１回に限って変更することができる。
２ 前項の取扱をする場合は、変更区間の普通旅客運賃と不乗車券間の普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

第７８条 （定期乗車券の区間の変更）
　旅客は、その所持する定期乗車券をもよりの定期乗車券指定駅に提出し、区間又は経路の変更をすることができる。
２ 前項の取扱をする場合は、変更発着区間に対する原定期乗車券の通用期間と同じ期間の定期旅客運賃と、既収の定期旅客運賃とを比較して差額のある場合には、まず既収の定期旅客運賃に定期乗車券の未使用期間の日数（変更当日は、未使用期間に算入する。）を乗じ、定期乗車券の総日数で除し、これを端数計算した額を払い戻し額として計算する。次に原定期乗車券の通用期間と同じ期間の変更をしようとする定期旅客運賃に、原定期乗車券の未使用日数（変更当日は、未使用期間に算入する。）を乗じ、定期乗車券の総日数で除した額に別表に掲げる手数料を足し合わせ、これを端数計算した額を収受額として計算する。その後、払い戻し額と収受額とを相殺し、その額を収受又は払い戻しをする。

第６節 旅客運賃・料金の払い戻し及び通用期間の延長

第７９条 （旅行開始前の旅客運賃の払い戻し）
　旅客は、旅行開始前に乗車券（定期乗車券を除く。）が不要となった場合、その乗車券の券片が入きょう前で、且つ、通用期間内であるときに限って、これを差し出して既に支払った、旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券１枚につき別表に掲げる手数料を支払わなければならない。但し、不要となった事由が第８６条第１号及び第２号の規定による場合は、手数料を必要としない。
２ 乗車する列車を指定して発売する乗車券について、前項の払い戻しの請求をしようとするときは、その列車が乗車券面に表示された乗車駅を出発する時刻までに、これをしなければならない。

第８０条 （旅行開始前の定期旅客運賃の払い戻し）
　前条の規定は、通用期間前の定期乗車券について準用する。但し、１枚につき別表に掲げる手数料を支払わなければならない。その取扱駅は、指定駅に限る。

第８１条 （旅行開始後の旅客運賃の払い戻し）
　旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止したときは、旅行運

賃の払い戻しを請求することができない。

第８２条 （不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合）

旅客は、第２８条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、又は同区間の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃の払い戻しを請求することができない。

第８３条 （旅行開始後の定期旅客運賃の払い戻し）

旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、通用期間内に限って最寄りの定期乗車券発売所において乗車券１枚につき別表に掲げる手数料を支払い、既収の定期旅客運賃から次の各号により計算した額を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、払い戻しの当日は経過日数に算入する。

（１）旅客の所持する定期乗車券が１箇月のとき

定期乗車券の区間を普通旅客運賃によって１日２回ずつ乗車したものとして、これにその経過日数を乗じて計算した額。

（２）旅客の所持する定期乗車券が３箇月、又は６箇月のとき

使用経過月数（１箇月未満のは数経過日数は切り捨てる。）に相当する定期旅客運賃と、は数経過日数について前号に準じて計算した額（１箇月の定期旅客運賃を超過する場合は１箇月の定期旅客運賃）の合計額。

２ 前項第２号の使用経過月数に相当する定期旅客運賃は次の各号によって計算する。

（１）使用経過月数が１箇月、又は３箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。

（２）使用経過月数が２箇月のときは、１箇月に相当する定期旅客運賃の２倍の額。

（３）使用経過月数が４箇月のときは、３箇月と１箇月に相当する定期旅客運賃の合計額。

（４）使用経過月数が５箇月のときは、３箇月と１箇月の２倍に相当する定期旅客運賃の合計額。

（注） ６箇月定期乗車券を２箇月以上、３箇月未満だけ使用して払い戻しをする場合、本条第１項第２号の金額が３箇月定期旅客運賃を超過するときは３箇月定期旅客運賃にとどめる。

第８４条 （旅行中止による旅客運賃の払い戻し）

旅客は、旅行開始後、次の各号に該当する場合であって、且つ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、その乗車券について既に支払った旅客運賃から、既に乗車した区間の旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合に、第１号及び第２号の事由によって払い戻しを受ける旅客は、乗車券１枚につき別表に掲げる手数料を支払わなければならない。

（１）傷い疾病によって、旅行を中止したとき。

（２）司法権又は国会からの喚問その他これに類いする行政権の発動によって旅行を中止したとき。

（３）車両の故障その他旅客の責任にならない事由によって旅行を中止したとき。

２ 定期乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前項の請求をすることができない。但し、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客については、前項第３号の場合を除

く。

第８５条 （列車に乗り遅れた場合の通用期間延長の取扱方）

発行当日限り通用の乗車券所持の旅客が、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して通用期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合は、その翌日まで通用期間の延長又は別表に掲げる手数料を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。

第８６条 （列車が運行不能又は遅延の場合の取扱方）

事故発生前に購求した乗車券を所持する旅客（定期乗車券使用の旅客を除く。）は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合は、第８７条の規定による無賃送還又は旅行を中止して、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。

（１）列車が運行不能になったとき。

（２）列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車等の出発時刻から２時間以上にわたって、目的地に出発する列車などに接続を欠いたとき若しくは欠くことが確実であるとき、又は着駅到着時刻２時間以上遅延したとき。

第８７条 （無賃送還の取扱方）

旅客の運賃送還の取扱は、次の各号に定めるところによる。

（１）無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。

（２）無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

（３）無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。但し、止むを得ない事由により、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他の経路による。

（４）無賃送還中、途中下車の取扱をしない。

（５）旅客が第２号及び第３号による列車に乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。

２ 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払い戻しをする。

（１）乗車券面に表示された、発駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額。

（２）旅客の請求によって乗車券面に表示された、発駅に至る途中駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間の旅客運賃を差し引いた残額。

第８８条 （運行不能の場合における他経路乗車の取扱方）

列車が運行不能になった場合、その事故の発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、同一目的地に至る最短経路による列車に乗車することを請求することができる。

この場合、定期乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車することはできない。

２ 前項の取扱をする場合は、既に収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較

して過剰額は払い戻しをするものとし、不足額は収受しない。
３ 定期乗車券を使用する旅客については、第１項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払い戻し及び不足額の収受をしない。

第８９条 （運行不能の場合の旅客運賃払い戻し駅）
第８６条及び第８７条、又は前条の規定によって、旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払い戻しの請求をしなければならない。
（１）無賃送還の取扱を受けない旅客は、旅行中止駅。
（２）無賃送還の取扱を受ける旅客は、送還を終えた駅。
（３）他の経路を乗車する取扱を受けた旅客は、旅行を終えた駅。

第９０条 （運行不能区間の旅客運賃払い戻し）
列車が運行不能となった場合で、その事故発生前に、購求した乗車券によって、旅行する旅客（定期乗車券の旅客を除く。）が、不通区間を任意に当社線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に前途の駅から乗り継ぎをする場合には、係員にその旨を申し出て不乗区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて差し出し、当該不通区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

第９１条 （運行休止の場合の旅客運賃の払い戻し）
列車の運行を引き続き５日以上休止した場合、定期乗車券を使用する旅客は、その乗車券をもよりの指定駅に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。
（１）定期乗車券については、使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類・期間による定期旅客運賃に休止日数を乗じて、通用総日数で除して、端数計算した額。

第７節 誤乗及び誤購求

第９２条 （誤乗区間の無賃送還）
旅客（定期乗車券による旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

第９３条 （誤乗区間無賃送還の取扱方）
前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
２ 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

第９４条（乗車券の誤購求の場合の取扱方）
旅客が、駅名類似その他の事由によって誤ってその希望するものと異なった着駅、又は異

なった経路の乗車券を購求した場合であって、係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。
２ 前項の場合には、既に収受した旅客運賃と正当発着区間の旅客運賃とを比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。

第８節 手回り品

第９５条 （手回り品及び持ち込み禁制品）
旅客は、第９６条又は第９７条に規定するところによりその携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。但し、次の各号の一に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。
（１）別表に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害をおよぼすおそれのあるもの。
（２）刃物（他の旅客に危害を及ぼす恐れがないよう梱包されたものを除く。）
（３）暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。）
（４）死　体
（５）動物（少数量の愛がん用小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたものを除く。）
（６）不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
（７）車両を破損するおそれがあるもの。
（注）別表に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。
２ 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。
３ 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

第９５条の２
危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。
（注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

第９６条 （無料手回り品）
旅客は、次の各号の区分によりその携行する物品を無料で車内に持ち込むことができる。但し、長さ１メートルをこえる物品は、車内に持ち込むことができない。
（１）定期乗車券を使用するとき
容積０．０２５立方メートル以内、重量１０キログラム以内のもの１個
（２）前号以外の乗車券を使用するとき
容積０．０２５立方メートル以内及び０．０５立方メートル以内のものそれぞれ１個、但

し、その総重量が２０キログラムをこえないもの。
２ 定期乗車券とその他の乗車券とを併用して旅行する場合は、その全乗車区間について、前項第２号に規定する範囲内のものを持ち込むことができる。
（注）旅客が自己の身の回り品として携行する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第１項に規定する個数制限にかかわらずこれを車内に持ち込むことができる。
３ 無料手回り品の容積を例示すれば次のとおりである。
（１）０．０２５立方メートルのもの
縦４４センチメートル、横３５センチメートル、高さ１６センチメートル（石油かん１個の容積程度）
（２）０．０５立方センチメートルのもの
縦４０センチメートル、横３５センチメートル、高さ 35 センチメートル(石油かん 2 個の容積程度)

第９７条 （無料手回り品の範囲の特例）
前条の規定にかかわらず、次の各号の場合は、手回り品を持ち込む列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認めるときに限り、無料手回り品として車内に持ち込ませることができる。
（１）運動用具又は娯楽用具であって、長さが制限をこえるときでも、２メートル程度までのもので旅客１人が手に持って容易に移動が可能なものであるとき。
（２）定期乗車券以外の乗車券を使用する旅客の携行する物品であって、容積又は総重量が制限をこえるときでも、車内において綱だな・腰掛けの下部等に収納することができ、座席又は通路をふさがないと認められる程度のものであるとき。
（３）身体障害者が使用する車椅子であるとき。
（４）認定証を所持する旅客が同行する身体障害者補助犬（道路交通法で定める「盲導犬」を含む「介助犬」及び「聴導犬」をいう。）であるとき。
但し、身体障害者補助犬の同伴により旅客施設若しくは車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれが場合やその他の止むを得ない理由がある場合を除く。
（５）自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したもの又は、折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの。（競輪用自転車を除く）

第９８条 （手回り品の保管）
手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

別表

危　　険　　品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が１キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が１キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	
		その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠＊	容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー＊	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬＊	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡＊	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）＊	容器・荷造ともの重量が５キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー＊	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤＊	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレビン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー＊	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）＊	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
3	引火性の物	可燃性液体	—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶＊	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで２本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで２本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで２本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	フレオン―12	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				フレオン―22	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ＊	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
				液体亜硫酸	—	
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	
				塩化エチル	—	
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	
				液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は１リットル以内、個体は重量が0.5キログラム以内のもの
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で２本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	ＤＮ剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			―	銅剤		
			―	水銀剤		
			―	ホルマリン剤		
			―	ジネブ剤		
			―	石灰剤		
			―	砒素剤		
			―	ニコチン剤		
			―	デリス剤		
			―	ＢＨＣ剤		
			―	ＤＤＴ剤		
			―	鉱油剤		
			―	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他危険物	―	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した１個の重量が20キログラム以内のもの
			―	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			―	低温焼成ドロマイト	―	
			―	塩化リン	―	
			―	臭化ベンジル	―	
			―	四塩化チタン	―	

（注１）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注２）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

2024年9月14日改定

営業粁程及び運賃表

㉑筑豊直方	⑳感田	⑲遠賀野	⑱木屋瀬	⑰新木屋瀬	⑯楠橋	⑮筑豊香月	⑭希望が丘高校前	⑬筑豊中間	⑫東中間	⑪通谷	⑩西山	⑨三ヶ森	⑧永犬丸	⑦今池	⑥森下	⑤穴生	④萩原	③熊西	①黒崎駅前
◎	●	●	◎	●	●	◎	●	◎	●	●	●	◎	●	●	◎	●	●	◎	◎

▼営業キロ程

㉑直方	0.8	2.1	3.4	3.9	4.5	5.8	7.2	8.1	8.8	9.3	10.3	11.0	11.5	12.3	13.2	13.7	14.3	15.4	16.0
220	⑳感田	1.3	2.6	3.1	3.7	5.0	6.4	7.3	8.0	8.5	9.5	10.2	10.7	11.5	12.4	12.9	13.5	14.6	15.2
220	220	⑲遠賀野	1.3	1.8	2.4	3.7	5.1	6.0	6.7	7.2	8.2	8.9	9.4	10.2	11.1	11.6	12.2	13.3	13.9
220	220	220	⑱木屋瀬	0.5	1.1	2.4	3.8	4.7	5.4	5.9	6.9	7.6	8.1	8.9	9.8	10.3	10.9	12.0	12.6
260	260	260	220	⑰新木屋	0.6	1.9	3.3	4.2	4.9	5.4	6.4	7.1	7.6	8.4	9.3	9.8	10.4	11.5	12.1
260	260	260	220	220	⑯楠橋	1.3	2.7	3.6	4.3	4.8	5.8	6.5	7.0	7.8	8.7	9.2	9.8	10.9	11.5
260	260	260	220	220	220	⑮香月	1.4	2.3	3.0	3.5	4.5	5.2	5.7	6.5	7.4	7.9	8.5	9.6	10.2
320	320	320	260	260	260	220	⑭希望	0.9	1.6	2.1	3.1	3.8	4.3	5.1	6.0	6.5	7.1	8.2	8.8
320	320	320	260	260	260	220	220	⑬中間	0.7	1.2	2.2	2.9	3.4	4.2	5.1	5.6	6.2	7.3	7.9
360	360	360	320	320	320	260	260	220	⑫東中間	0.5	1.5	2.2	2.7	3.5	4.4	4.9	5.5	6.6	7.2
360	360	360	320	320	320	260	260	220	220	⑪通谷	1.0	1.7	2.2	3.0	3.9	4.4	5.0	6.1	6.7
360	360	360	320	320	320	260	260	220	220	220	⑩西山	0.7	1.2	2.0	2.9	3.4	4.0	5.1	5.7
360	360	360	320	320	320	260	260	220	220	220	220	⑨三ヶ森	0.5	1.3	2.2	2.7	3.3	4.4	5.0
400	400	400	360	360	360	320	320	260	260	260	260	220	⑧永犬丸	0.8	1.7	2.2	2.8	3.9	4.5
400	400	400	360	360	360	320	320	260	260	260	260	220	220	⑦今池	0.9	1.4	2.0	3.1	3.7
400	400	400	360	360	360	320	320	260	260	260	260	220	220	220	⑥森下	0.5	1.1	2.2	2.8
430	430	430	400	400	400	360	360	320	320	320	320	260	260	260	220	⑤穴生	0.6	1.7	2.3
430	430	430	400	400	400	360	360	320	320	320	320	260	260	260	220	220	④萩原	1.1	1.7
430	430	430	400	400	400	360	360	320	320	320	320	260	260	260	220	220	220	③熊西	0.6
460	460	460	430	430	430	400	400	360	360	360	360	320	320	320	260	260	260	220	①黒崎

▲普通旅客運賃

定期旅客運賃（新規・継続ともに通用開始日の14日前から購入できます）

区　間		黒崎～熊西	1 区	2 区	3 区	4 区	5 区	6 区	7 区	昼割全線フリー定期券
普通旅客運賃		220円	220円	260円	320円	360円	400円	430円	460円	
通勤	1ヶ月	8,700円	9,100円	10,900円	13,200円	14,500円	16,300円	17,700円	19,000円	6,000円
	3ヶ月	24,800円	25,900円	31,100円	37,600円	41,300円	46,500円	50,400円	54,200円	16,500円
	6ヶ月	48,100円	50,200円	60,300円	72,900円	80,100円	90,200円	97,800円	105,100円	30,000円
通学	1ヶ月	5,500円	5,600円	6,700円	8,100円	9,000円	10,100円	10,900円	11,800円	
	3ヶ月	15,700円	16,000円	19,100円	23,100円	25,700円	28,800円	31,100円	33,600円	
	6ヶ月	30,500円	31,000円	37,100円	44,800円	49,900円	55,900円	60,300円	65,200円	

通学定期券購入注意事項	1.新規購入また年度最初の購入、学年をまたぐ購入の際には、定期券発売窓口に学生証の提示をお願いいたします。 2.新入学生で学生証をお持ちにならない時は、学校証明印が必要です。 3.代理人の方がお求めになる場合は、学校証明印と代理人の身分証明書（保険証等）が必要です。 4.小児の定期運賃は通学定期の運賃を折半し10円未満の端数は10円単位に切り上げます。
昼割全線フリー定期券 ※9時～17時時間限定	1.どなたでも購入いただけます。 2.9時～17時の有効時間帯内に乗車時刻または降車時刻の一方がかかっていれば、全線が乗り放題となるお得な定期券です。 3.降車時刻が9時より前の場合または乗車時刻が17時を過ぎている場合は、乗車駅からの正規運賃をいただきます。 4.乗車予定されていた電車が遅れ、17時を過ぎた場合等でも、例外となりませんので、ご注意ください。
休日家族割引	1.本制度は、通勤定期券（昼割全線フリーは対象外）の方に同伴するご家族の運賃を全線均一1回乗車200円（小児100円）とします。 2.対象日は、①日曜日・祝日　②お盆期間（8/13～8/15）　③年末年始（12/31～1/3）　※土曜日、直方花火大会開催日は適用外 3.①降車時に乗務員へ通勤定期券をご呈示ください。 ②「休日家族割引制度を利用します」と乗務員へお申し出ください。 ③同伴されているご家族の人数をお申し出ください。 ④割引運賃を現金でお支払いください。

※西鉄バス北九州との連絡定期券もございます。詳しくは、定期券うりば窓口またはHPをご覧ください。